

令和3年度

定期監査（下期）報告書

帯広市監査委員

帯監査第 112 号

令和4年3月24日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様

帯 広 市 議 会 議 長 有 城 正 憲 様

帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長 池 原 佳 一 様

帯 広 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 織 田 雅 徳 様

帯 広 市 農 業 委 員 会 会 長 中 谷 敏 明 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之

帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 3 年度定期監査（下期）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和3年9月24日から令和4年3月22日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、定期監査（上期）と同様に「徴収事務・滞納整理事務の執行状況について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、市民福祉部 こども福祉室 こども課の支出事務の一部について、川端洋之監査委員を除斥した。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局及び範囲、方法

1 対象部局

部	室	課
総務部	総務室	総務課、契約管財課
	危機対策室	危機対策課、消防課
	組織人事室	I C T推進課
市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課
	福祉支援室	障害福祉課
	こども福祉室	こども課
経済部	観光交流室	観光交流課
学校教育部	学校教育室	学校教育課、学校給食センター
	学校指導室	学校教育指導課
生涯学習部	生涯学習文化室	図書館、児童会館、百年記念館
	スポーツ室	スポーツ課
選挙管理委員会事務局		選挙課
監査委員事務局		
農業委員会事務局		農地課

2 範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された事務

3 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第6 監査の結果

1 収入及び支出事務等の執行状況について

財産管理事務について、次のとおり、一部に改善を要するものがあった。

(1) 財産の管理に関する不備

所管する行政財産について、建物総合損害共済への加入手続の整理や公有財産台帳の整備が適切になされていなかった。

【市民福祉部 こども福祉室 こども課】

2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）

重点項目の監査を進めるに当たっては、次の(1)から(5)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

- (1) 納入の通知は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (2) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (3) 延滞金又は遅延損害金の徴収事務は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (4) 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (5) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか

次の収入科目に係る督促について、帯広市税外公法上の収入条例又は帯広市財務規則の規定により、督促状を発した日から起算して14日以内の期限を指定して行わなければならないところ、期間の計算を誤り、14日を超過した日を期限として指定していた。

収入科目	所管課
普通財産貸地料	契約管財課
成年後見費用求償金	地域福祉課
助産施設徴収金	こども課
児童扶養手当返還金	
奨学金貸付金	学校教育課

3 過去の指摘事項等の是正状況について

本報告書に特記すべき事項はなかった。

第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、財産管理事務について、行政財産の管理に必要な手続が行われていなかった事例につきましては、公有財産の管理運用に関わる手続の適正な処理はもとより、所管する財産の現状を常に把握しながら、適正な管理に努められることを求めます。

また、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務について、督促の指定期限に係る期間計算を誤った事例が見受けられました。

徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手続は、誤りのないよう細心の注意を払いながら進めることが必要ですので、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。

今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。